

## 自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

### I 工事概要

1. 工事名：令和7年度京都御苑堤塘外周林管理工事
2. 工事場所：京都府京都市上京区京都御苑（京都御苑内）
3. 工期：令和7年12月26日まで
4. 工事内容：

樹木整姿工	H=3.5m	一式
	H=4.0m	一式
	H=4.5m	一式
機械除草工		一式
発生材処分工		一式

### II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

### III 適用基準等

- (1) 自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）（環境省自然環境局自然環境整備課）
- (2) 自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）（環境省自然環境局自然環境整備課）
- (3) 自然公園等工事提出書類様式集（環境省自然環境局自然環境整備課）
- (4) 京都御苑内作業規程（環境省自然環境局京都御苑管理事務所）

### IV 特記事項

#### 1. 地域事項の概要

- (1) 自然公園法による地域地種区分 一公園一地域（地区）
- (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域
- (4) 文化財保護法による史跡名称天然記念物
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域
- (9) 都市計画法による都市計画公園、第2種住居地域、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）
- (10) 災害対策基本法による広域避難場所
- (11) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による歴史遺産型美観地区（一般地区）

- (12) 京都市屋外広告物に関する条例による禁止地域
- (13) 京都市眺望景観創生条例による視点場（境内）

## 2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（A1、A3、 ）とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（必要、不要）とする。
- (3) 工事写真は、（A4 版、 版）の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年 2 月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (6) 本特記仕様書記載外の事項又は疑義等が生じた場合は、監督員と協議のうえ指示にしたがうこと。
- (7) 本工事の施工に際して不明な点または、図面、設計書、仕様書で判断のつかない場合は、監督員と協議のうえ指示を受けること。

## 3. 施工条件

### (1) 工事全般関係

- ① 本工事は、建設工事における週休 2 日制工事（現場閉所型）の対象工事である。
- ② 週休 2 日の考え方
  - (1) 月単位の週休 2 日とは、現場施工期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。
  - (2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
  - (3) 月単位の 4 週 8 休以上とは、現場施工期間内における全ての月で現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。  
ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。  
通期の 4 週 8 休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。  
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含

めるものとする。

(4) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

(5) 受注者の責によらない現場閉所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

(6) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組みよう、休日確保に努めるものとする。

③現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

④総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

⑤工事工程の共有

(1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

(2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

(3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

(4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

⑥現場閉所の達成状況及び精査

現場施工期間における全ての月ごとの現場閉所率が 28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

(2) 工程関係

①影響を受ける他の工事

- a. 工事名・発注者：  
b. 制約内容：

②自然的・社会的条件による制約

- a. 要因：時代祭（10月22日）  
b. 制約内容：期間中の施工回避・工事機材等の一時退避、施工時期の調整

③関連機関との協議による制約

- a. 関連機関： b. 制約内容：  
c. 未成立の場合における成立見込時期：

④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設

- a. 物件内容： b. 物件管理者：  
c. 事前調査・移設の期間：

⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数

- a. 対象工種： b. 場所：  
c. 日数： d. 内容：

(3) 用地関係

①用地の取得未了

- a. 場所・範囲： b. 取得見込み時期：  
c. 期日までに用地取得できない場合の対応：

②保安林解除や用地規制等

- a. 場所・範囲： b. 解決見込み時期：  
c. 当面の対応：

③官民境界の未確定部分

- a. 場所・範囲： b. 協議状況、確定見込み：

④用地の借地及び官有地等の使用

- a. 場所・範囲： b. 期間：  
c. 復旧条件：

(4) 環境対策関係

①自然環境及び景観等保全のための制約

- a. 要因： b. 対象箇所：



- ①一般道路の搬入路使用
  - a.経路： b.制限内容：
  - c.占用する際の関係機関協議： d.その他：
- ②仮道路の設置
  - a.区間： b.構造等の指定：
  - c.必要な維持補修内容： d.その他：
- ③工事中道路の使用制限
  - a.対象区間： b.対象期間・時間
  - c.制限内容： d.その他

(7) 仮設備関係

- ①他の工事に引き継ぐ場合
  - a.仮設備の名称： b.引継ぎ先の受注者
  - c.撤去・損料などの条件： d.維持管理条件
  - e.引き渡し等の時期： f.その他
- ②引き継いで使用する場合
  - a.内容： b.時期：
  - c.条件： d.その他：
- ③構造及び施工方法の指定
  - a.対象物： b.存置期間：
  - c.規模・企画・数量等： d.施工方法：
  - e.その他：
- ④設計条件の指定
  - a.対象物： b.設計条件：
  - c.その他
- ⑤除雪
  - a.対象箇所： b.対象期間：
  - c.制限内容： d.その他

(8) 建設副産物関係

- ①建設副産物情報交換システムの活用
 

監督員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。
- ②建設発生土情報交換システム登録対象
 

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。
- ③再生資材の活用の明示
  - a.資材名： b.規格：
  - c.使用箇所： d.その他：
- ④建設リサイクル法対象工事
  - a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材

の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という)施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
土工	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
基礎	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体構造	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体付属品	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他 ( )	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

⑤建設発生土の受入地への搬出

- a.搬出箇所・距離：
- b.受入地名：
- c.受入条件：
- d.その他：

⑥建設発生土の他工事への搬出

- a.搬出箇所・距離：
- b.受入地名：
- c.受入条件：
- d.その他：

⑦他工事からの建設発生土利用



工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（警報機等）

盗難防止対策（警報機等）、 避暑・防寒対策

d. 地域とのコミュニケーション

完成予想図、工法説明図、 工事工程表

デザイン工事看板（各工事 PE 看板含む）

見学会等の開催（イベント等の実施含む）

見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営

パンフレット・工法説明ビデオ

地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、 社会貢献

②積上計上内容：

(12) その他

①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）

a. 資機材の種類： b. 数量：

c. 保管・仮置き場所： d. 期間：

e. 保管方法： f. 積込・運搬方法：

g. 機械の分解・組立等ある場合の回数：

h. その他：監督員との協議による。

②工事現場発生品

a. 品名・数量： b. 再使用の有無：

c. 引き渡し時期・場所： d. 品質検査：

e. 運搬方法・費用： f. その他：

③支給品・貸与品

a. 品名・数量： b. 規格等：

c. 使用場所： d. 積算条件：

e. 引き渡し場所： f. 返済方法等：

g. その他

④新技術・新工法・特許工法の指定

a. 工法名称： b. 施工場所：

c. 施工条件： d. NETIS 番号：

e. その他：

⑤指定部分の引き渡し

a. 指定部分： b. 引き渡し日：

c. その他

⑥部分使用

a. 使用箇所： b. 使用条件：

c. 使用期間：

⑦給水

a. 関係機関名： b. 協議時期：

c. 取水箇所： d. 取水時期：

e. 取水方法： f. その他：



- (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。

(超音波試験、引張試験)

- (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所

- (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所

- (6) セメントの種類は下記による。

種類	適用箇所
普通ポルトランドセメント	
高炉セメント	
フライアッシュセメント	

- (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

## 6. 材料

- (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受ける。

( JIS マーク表示品以外全て、 )

- (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。

- (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督員と協議のうえ決定する。

- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。

①薬剤指定：有 ( )、無 (条件： )

②性能区分： JAS： 、 AQ：

- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。

- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤 ((公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤)で野外での使用が可能な薬品)を塗布する。

- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円

柱仕上げを標準とする。

- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（ 1/2、 ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。  
（ 人工乾燥処理： %、 天然乾燥処理： %）

## 7. 工事共通

### (1) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

### (2) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督員に提出するものとする。

### (3) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成22年10月8日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。
  - a. 荷積み地予定地： 図示、
  - b. 荷積み地の整備： 要（ コンクリートパネル設置、 ）、 不要
  - c. 荷卸し地の整備： 要（ ジャンプ台設置、 伐倒・刈払い）、 不要
  - d. 夜間繫留ヘリポート： 有（ 図示、 ）、 無
  - e. 運搬距離：片道水平距離： (m)、積み卸し地点間の標高差：

(m)

f. 運搬資材： コンクリート・骨材等のバケット詰資材、 鋼材、木材、その他

## 8. 樹林地管理

### (1) 樹木整姿工

- ① 京都御苑外周堤塘上の樹木を対象として剪定を行う。当該箇所は樹高3~5m程のウバメガシを主とした樹林地である。堤塘石垣から2m以上離れた樹木は剪定対象外とするが、外周の樹木に掛かっている枝葉は適宜剪定すること。
- ② 京都御苑外への徒長を抑制しつつ、樹木の輪郭を構成する枝を古枝から若枝へ差し替える剪定とすること（柔らかな仕上がりとすること）。また、外周林の持つ遮蔽・遮音・防火機能を損なうことのないよう留意し、景観に著しい変化をもたらしてはならない。
- ③ 剪定に際し、枯枝・蔓草・実生雑木等の除去をあらかじめ行うこと。

- ④ 剪定後は掛かり葉を丁寧に取り除くこと。
- ⑤ 図面に示す樹高は、仕上がり高さの標準値である。各樹木の状態や周囲の景観を加味した上で、現場合わせとすること。
- ⑥ 枝の剪定後、切り口が直径 3cm 以上の場合は、癒合材を塗布すること。

## (2) 機械除草工

- ① 刈草は、地際より刈り取ること。
- ② 除草の障害となるゴミ等の残置物は作業前に除去すること。
- ③ 除草に使用する機器は肩掛け式草刈機を標準とし、石等の飛散防止のため、安全対策としてネット等で周囲の安全確保をすること。

## (3) 共通事項

- ① 原則として、剪定等を行った区間の片付け及び清掃は、その日のうちに完了させること。

## 9. 植栽

- (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督員と協議する。
- (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。
  - ①防腐処理：□有・□無
  - ②防腐処理方法：
- (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。
  - ①客土材：

## 10. 施設整備

- (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督員の承諾を得る。
  - ①舗装種類：
- (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督員の承諾を得なければならない。①舗装種類：
- (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督員と協議する。
- (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。
  - ① 施設種類：
  - ②

## 11. その他

- (1) 車両等の進入は、「樁木口」を基本とする。その他の車両・機材の進入が必要な

場合は監督員と協議すること。

- ☑ (2) 利用状況等により、施工時期に制約がある場合がある。詳細は監督員と協議すること。
- ☑ (3) 設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、書面をもって通知し、監督員と協議のうえ、内容を確定する。
- ☑ (4) 測定誤差に起因する地盤高さ及び距離等の軽微な変更は、監督員と協議する。協議の結果は、記録し、監督員へ提出する。なお、これらは原則として現場処理とする。
- ☑ (5) 検討の結果、本工事の内容及び数量を変更することがあるので、監督員と協議すること。